

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	付委員託会議委員決会	参議院	衆	参議院	付委員託会議委員決会	参議院	衆	参議院	付委員託会議委員決会	参議院	衆	参議院	付委員託会議委員決会	参議院	備考	
9	都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案	戸田菊雄君 (六三、四五、三)	（月日） 三四、六	付月日 三四、六	提出月日 三四、六 (予)	付委員託会 議委員決会 議本会決議	参議院	衆	参議院	付委員託会 議委員決会 議本会決議	参議院	衆	参議院	付委員託会 議委員決会 議本会決議	参議院	衆	参議院	付委員託会 議委員決会 議本会決議	参議院	備考
	衆議院議員提出法律案（一件）																			
	船員法の一部を改正する法律案	63	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部	62	船舶整備公団法の一部を改正する法律案	41	港湾法の一部を改正する法律案	32	港湾法の一部を改正する法律案	32	港湾法の一部を改正する法律案	32	港湾法の一部を改正する法律案	32	港湾法の一部を改正する法律案	32	港湾法の一部を改正する法律案	32	港湾法の一部を改正する法律案	
		"																		
		三、五			三、五		二、三		二、三		二、三		二、三		二、三		二、三		二、三	
		四、三			三、五 (予)		二、天		二、天		二、天		二、天		二、天		二、天		二、天	
		可 決 四、六			可 決 四、六		可 決 四、九		可 決 四、三		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七	
		可 決 五、二			可 決 五、二		可 決 四、〇		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七	
		三、七			三、五		二、三 (予)		二、三 (予)		二、三 (予)		二、三 (予)		二、三 (予)		二、三 (予)		二、三 (予)	
		修 正 四、一			可 決 四、一		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七		可 決 四、七	
		修 正 四、三			可 決 四、三		可 決 四、六		可 決 四、六		可 決 四、六		可 決 四、六		可 決 四、六		可 決 四、六		可 決 四、六	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件	名	院議先			参議院	衆議院	備考
			月日	提出	付委員会			
3	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	大正三、三、一五	大正三、三、一五 (予)	大正三、四、二六	議員決議会	付委員会	
		衆	大正三、三、一五	大正三、三、一五	大正三、五、二	議員決議会	議員決議会	
		衆	大正三、三、一五	大正三、三、一五	大正三、四、二六	議員決議会	議員決議会	
		衆	大正三、三、一五	大正三、三、一五	大正三、四、二六	議員決議会	議員決議会	
		衆	大正三、三、一五	大正三、三、一五	大正三、四、二六	議員決議会	議員決議会	

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第三二一号）

要旨

本案は、港湾の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（以下「社会資本整備法」という。）

の収益回収型の国の無利子貸し付けを行うことができるよ

うにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

委員長報告

ただいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾の整備の促進を図るため、地方公共団体の出資に係る法人に対し、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく収益回収型の無利子貸し付けを行おうとするものについて、社会資本整備法に基づく収益回収型の無利子貸し付けを行うことができるようになります。

委員会におきましては、港湾整備事業における収益回収

型無利子貸し付けの有効性、港湾再開発をめぐる諸課題への

対応等各般にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録をもって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案（閣法第四一號）

要旨

本法律案は、最近における海運業をめぐる状況にかんがみ、船舶整備公団の業務範囲を拡大し、余剰船舶等の改造、係留による既存船の多目的な利用を図ることができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、船舶整備公団の財政状況、内航海運をめぐる課題への対応等各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 一、船舶整備公団の建造業務等の対象となる国内旅客船の範囲に遊覧専用船を追加すること。
- 二、船舶整備公団の業務に余剰船舶等の係留船への改造を追加すること。

委員長報告

ただいま議題となりました船舶整備公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における海運業をめぐる厳しい状況等にかんがみ、船舶整備公団の業務範囲を拡大し、余剰船舶等の改造、係留による既存船の多目的な利用を図ることができるように所要の改正を行おうとするものであります。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律
案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、一般外航海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別の措置の対象となる船員の離職の日に関する期限（現行昭和六十三年六月三十日まで）を、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の期限の延長に合わせて、昭和七十年六月三十日まで七年間延長するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案及び承認案件について運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、一般外航海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別

の措置の対象となる船員の離職の日に関する期限を、昭和七十年六月三十日まで七年間延長しようとするものであります。

次に、船員法の一部を改正する法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び船員の福祉の増進等の必要性にかんがみ、船員の労働時間について一日当たり八時間以内とするとともに、一週間当たり平均四十時間以内を目標とする段階的な短縮を図ることとしたほか、超過時間に対応した補償休日制度の創設及び内航船員による有給休暇の付与日数の増加等船員の労働条件の改善について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審査を行い、我が国外航海運の現状と再構築の進め方、日本人船員に係る海上職域の確保と陸上職域への転換、船員の労働実態と時間短縮の目標時期及び小型内航船乗組員に対する法律の適用範囲の拡大等船員の雇用対策並びに労働条件をめぐる各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、船員法の一部を改正する法律案について日本共産党小笠原委員より反対

の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案については、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より四会派共同提案に

係る便宜置籍船への日本人船員の配乗促進等二項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次いで、船員法の一部を改正する法律案については、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、中野理事より五会派共同提案に係る週平均四十時間労働制に可及的速やかに移行する等の八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

最後に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件は、愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する業務の現状等にかんがみ、愛知県豊橋市に中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めるようとするもので

あります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

要旨

本法律案は、船員の労働時間の段階的な短縮を図ることとともに、補償休日制度の創設、有給休暇の付与日数の増加等船員の労働時間の改善について、船員中央労働委員会の答申に基づき、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、労働時間の短縮及び休日関係

- 1 海員（船内で使用される船長以外の乗組員）の一日の労働時間を八時間以内とすること。
- 2 海員の一週間の労働時間を基準労働期間について平均四十時間以内とすることを目標とすること。ただし、当分の間は、四十八時間以下の範囲内で政令で定め、段階的に短縮を図ること。

なお、この政令は、週平均四十時間制に可及的速やかに移行するため、制定され、改正されるものである

こと（衆議院修正による追加）。

3 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とすること。

4 基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路等を勘案して船舶の区分に応じ一年以下の範囲内で定める期間とする」と。

二、補償休日制度の創設

船舶所有者は、海員の労働時間が一週間ににおいて四十時間を超える場合または海員に一週間において休日を与えることができない場合には、補償休日を基準労働期間以内に与えなければならないこと。

三、有給休暇制度の改善

1 沿海区域または平水区域を航行区域とする内航船舶に乗り組む船員の有給休暇の日数を、連続した船舶における勤務一年について十二日から十五日に、一定の猶予期間をおいて段階的に引き上げること。

2 有給休暇の付与の基礎となる勤務について、船舶における勤務に加え、これに準ずる一定の勤務について

もその対象とすること。

四、その他

1 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること（衆議院修正による追加）。

2 この法律は昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

一五一ページ参照

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する件（閣承認第三号）

要旨

本承認案件は、愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、愛知県豊橋市に、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するもの

である。

委員長報告

一五二一ページ参照